

私も大切、みんなも大切



人権教育では、一人ひとりの児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるようになることを目標の一つにしています。県教育委員会では、平成26年3月に「岩手県人権教育基本方針」を定め、「学校教育指導指針」において「人権教育の推進」を学校教育の重点の共通事項として取り組む内容の一つである「豊かな心の育成」に位置付けています。本リーフレットは、各学校が人権教育を推進する際の参考となるよう作成しています。

今年度は、令和3年度文部科学省「人権教育研究推進事業」研究指定校である田野畑村立田野畑中学校の研究実践の内容を中心に紹介します。

令和4年2月

岩手県教育委員会

田野畑村立田野畑中学校の研究実践

【研究テーマ】「いわての復興教育」との関わりで探る人権の源流
～地域学を通じた人権意識高揚の試み～

人権教育推進のポイント

- 発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解すること(人権に関する知的理解)
- 自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること(人権感覚)
- 具体的な態度や行動に表れるようにすること(自他の人権を守るための実践行動)

田野畑中の実践のねらい

「いわての復興教育」の理念のもと、地域学(田野畑学)の中で、身近な学習材である三閉伊一揆を人権保障の視点から学び直しながら、当時の人権と現代社会における人権との比較、学校や地域など身の回りにおける人権問題への着目等をとおして、よりよい社会生活を送ろうとする態度の涵養を目指す。

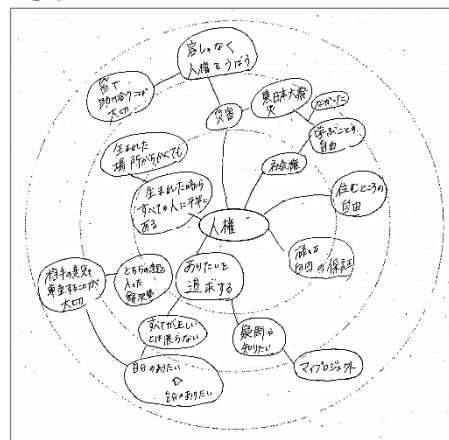
東日本大震災津波、復興教育の視点から人権について学び、考える学習会 「認め合い、つくり紡ぐ人権～学びの場から見た未来の姿～」

昨年度の実践(詳細は昨年度のリーフレットを参照)を基に、本年度は更に東日本大震災津波、復興教育の視点から人権について考えを深めるための学習会を行いました。その講師として、東日本大震災津波以降、本県沿岸地区の児童生徒の学習支援活動を中心に復興支援に取り組み、現在も本県を中心に活動している方に、講演とワークショップをお願いしました。

「人権とはそもそも何か?」「人権と私たちの繋がりとは?」という投げかけに始まり、震災後、児童生徒の学ぶ機会を保障するために行った活動や、復興支援の中での実際の取組をご紹介いただきながら、人権との関わりについてお話をいただきました。ワークショップでは、自分の自由と他者の自由について考え、互いに認め合うことの大切さについて考えました。最後に、自分の気になることを「マイプロジェクト」として、探究活動等を行う価値についてお話いただき、今後の学習の見通しを持つことができました。



3年 氏名
今でも人権とはなんですか?と聞かれたので、とても考えをこめます。でも講演会で先生とつながれた人権はとても分かりやすかったです。自分は震災津波の被害を受けた被災者で、被災者の意見にはとてもなつきました。人によって意見は、様々だけどお互いが認め合える意見が一番だと思います。今日の講演会はとても考えさせられました。講演していただきありがとうございます。



講演会後に生徒がまとめたウェビング・マップ

復興教育やキャリア教育の視点も意識しつつ、年間を通して行う人権学習の見通しを持たせています。事前に講師との打合せを綿密に行うことが不可欠です。



今日的な人権課題について学び、考える学習会 「一人ひとりが幸せな社会のために」

2学年は、宿泊研修の際に、被災者支援に携わりながら、困難を抱える人々を支援する団体を設立し、子ども食堂を運営するほか、男女共同参画社会の実現に向け活動するなど、一人ひとりが幸せな社会の実現のために尽力されている方のお話を伺いました。

人権は「一人ひとりが幸せになる社会のために大切なもの」であること、日本では子どもや貧困、男女平等といった視点から考えると、まだまだ改善が必要であることを、身近な事例や実際のデータを結び付けながらお話をいただいたことで、広く人権について考えることができました。



自分の身の回りの当たり前が、実は人権に関わる問題につながっていること、それはニュース等で報じられている日本や世界の問題とつながっていることを分かりやすく教えていただき、更に深く人権について考える機会となりました。

人権の大切さについて、生徒の理解をより深めるために、**子どもの人権**を中心に扱いながら、これまでの学びをつなげ、発展させること、人権について**多面的・多角的に考える**ことに留意しています。旅行・集団宿泊的行事の中に学習会を位置付けるなど、**カリキュラム・マネジメント**の視点からの工夫が見られます。



拝啓
紅葉も終わり冬が来る感じがします。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。
今回は、お忙しい中、人権学習講演会のためにお時間をいただき、ありがとうございます。
講演の中で特に印象に残ったことは、「誰一人ひとりのことをいという言葉です」
宿付されたお家で子ども食堂を活動していて、人とのつながりを感じたりして、子どもたちの変化が嬉しく、親の支えにもなっていることが分かりました。それに、「困っていることがない人はいない」という考えが、良い考えだと思います。私も自分自身のこと、自分のこと、目の前を向け、自分を大切にしたいです。また、自分のことを大切にしたい分、自分に関わる人へ笑顔やパワーを送りたいです。
今回は、本当にお世話になりました。お身体も大事にしてください。これからもますますご活躍ください。
敬具

互いの良さを認め合う、生徒の主体的な取組 ～「今日のキラリ」から「思いやりの木」へ～

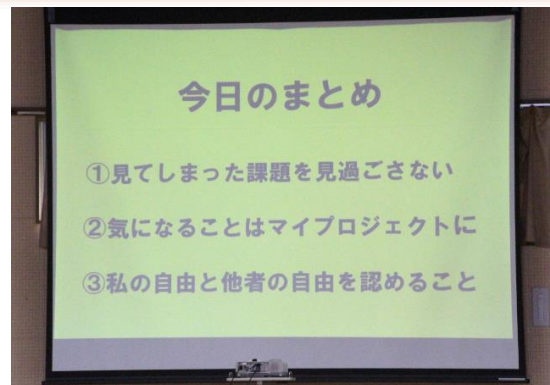


最終的に**児童生徒の主体的な活動**に繋がるような種を撒いています。取組の意義を理解し、**自分事**になったことが、活動の推進力になっています。

お互いの良さに気づき、認め合うことができるきっかけをつくるため、「今日のキラリ」という取組を、左のように始めました。その日光っていた仲間の行動を名前とともに書き、みんなに紹介するというものです。それを基に、執行部が、日常生活や行事の中で見られた思いやりの行動やそれに対する感謝を、みんなで見たいと話合い、右のように「思いやりの木」を始めました。お互いの良さを見つけようとする様子、それを認め合う価値に気づき、相手を理解しようとする気持ちが見られるようになりました。この木を見ながら会話をしている様子もさかんに見られるようになりました。

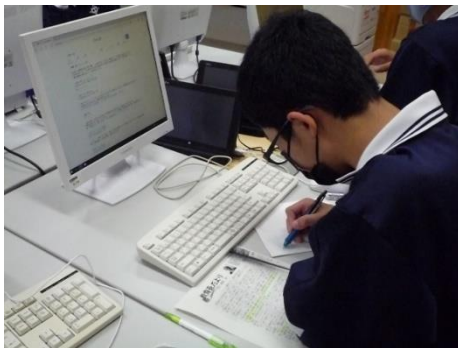


マイプロジェクトの成果を基に、人権を考える討論会 「三閉伊一揆に見る人権の源流～今の私たちにできることは～」



2ページの学習会での、「気になることはマイプロジェクトに」という講師の方のメッセージを受けて、探究活動に取り組みました。中でも、三閉伊一揆の時代、「困った」という農民の声に耳を傾け、自分たちの生活を改善していった先人の姿、生き方へ人権の源流を見出した各学年1名が、プロジェクトの成果を全校生徒、保護者や地域住民に向けて発表しました。助言は、学習会の講師の方に引き続きお願いした他、地元の歴史に精通する職員が行いました。

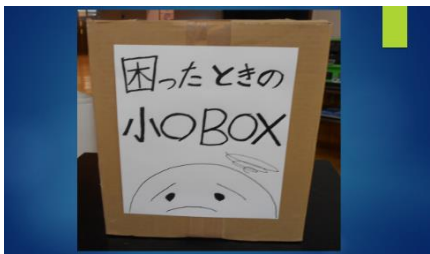
自分の興味関心に応じてPCで情報を検索したり、地域に足を伸ばしたり、校内で実際に行動に起こしたりした成果をまとめ、それぞれ5～10分程度でプレゼンテーションを行いました。



1年生の代表は、下のスライドのように、三閉伊一揆の「小〇（こまる⇒困る）」に着目し、校内に「小〇BOX」を設置しました。「小〇」の旗を掲げ、自分たちの人権を守るべく立ち上がった先人になり、身の回りの環境や生活で困っていることを共有し、それに対してアドバイスをするというものです。身の回りの「困る」に互いに気付くこと、それに対するアドバイスをし合うことで生まれる繋がり大切さについて訴えました。

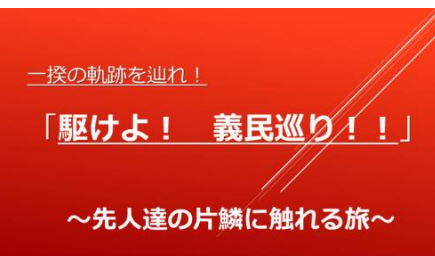
三閉伊一揆に見る人権の源流
～今の私たちにできることは～

助言者	発表者
氏	1年
氏	2年
	3年



②身の回りの“困る”が見つかる。
身の回りにも自分が気づいていないだけで、誰かが困っていることがあるかもしれない。誰かの“困る”を知り、減らしていく。そして、自分たちから過ごしやすい環境を整えていく。

2年生の代表は、義民の扮装をして登壇し、三閉伊一揆の軌跡をたどり、村内にあるゆかりの地を訪ねるツアーを提案しました。領民の暮らしを守るために奮闘した先人などに思いを馳せる価値、その生き方や人生観に触れる意義について、自分が実際にその地を訪れ、感じたことを含めてプレゼンテーションしました。地域の権利、領民の人権を守ろうと奮闘する先人に触れることは、現代においても様々な示唆を与えることを主張しました。



この学習で学んだこと・・・
色々な人の考えを聞き、自分の考えと照らし合わせていく事で、色々な想いをもてるようになる！！

3年生の代表は、これまでの地域学（田野畑学）の成果や社会科の学習を手掛かりに、三閉伊一揆の何がすごいのか、他の一揆等も含めて調査し、比較した結果を基にプレゼンテーションしました。当時の歴史的背景や地域の状況を説明した上で、社会科で学んだことと関連付け、地域や領民の人権を守ろうとした先人の、先見性と計画性がいかに優れていたか分かりやすく主張しました。また、地域の歴史と先人の思いについて捉え直す意義について訴えました。

私たちと三閉伊一揆の関わり

- 田野畑の民俗資料館を見学
- 去年、三閉伊一揆についての劇を文化祭で発表

三閉伊一揆（1853年）

三閉伊 仙台藩に移るぞ！

三閉伊一揆と今
日本の労働者は労働基本権に守られている
三閉伊一揆は労働基本権が出されるまでの大きな一歩

後輩から先輩への質問、先輩から後輩のプレゼンテーションへの評価など、質疑応答等を経て、講師の方から助言と講評をいただきました。地元の歴史に着目し、人権という視点から質の高いマイプロジェクトを展開したことに對して評価をいただきつつ、人権意識を持ち実社会に関わる意義について、価値付けていただきました。



人権に関する**学びの成果**を発表する場、それを評価する場を計画的に設定しています。**社会に開かれた教育課程**という視点からも、全校生徒のみならず、保護者、地域住民に向けて発信している点、また、**同一講師を複数回招聘**し、学びの成果、変容を価値付けていただいているところも参考になります。

地域学の学びから、復興教育との関わりで人権の源流を辿る全校創作劇 「わかめ加工場・・・ありき」



田野畑中学校では、平成15年度から、全校生徒が関わる創作劇を文化祭で発表しています。そのほとんどが、故郷・田野畑の人々や出来事を題材にしたものです。



19回目となる今年度は、生徒が現在田野畑学で「世界一の品質」と学んでいる田野畑わかめを題材に取り上げました。昭和初期、田野畑わかめが、全国的に名高い他の地名のものに名前を変えて流通されていたこと、そこからいかに「田野畑わかめ」として商品化されたのか、その礎を築いた人物と地域の女性たちにスポットを当て、その奮闘を中心に描きました。

昭和8年の三陸大津波後の田野畑の復興の様子と、地域への誇りと愛情を原動力に力強く生きる先人の姿を演じることで、生徒自身が三閉伊一揆から脈々と故郷に受け継がれる人権の源流を改めて実感しました。それを地域の方々にメッセージとして届けることを通じて、人権を考える討論会と併せて、文化祭で研究テーマに迫ることができました。

「人権教育」

1 人権が尊重される学校・学級づくり

- 児童生徒一人ひとりを大切にされた学級
 - いじめ、暴力を許さない毅然とした指導
 - 今日的な課題に対応した取組
 - 子どもの権利条約の理解と尊重
 - 人権作文・ポスター等への積極的な取組
 - 各種通信による人権教育の情報発信
- ※差別や誹謗・中傷、インターネット、外国人、性同一性障害や性的指向・性自認等

2 人権が尊重される授業づくり

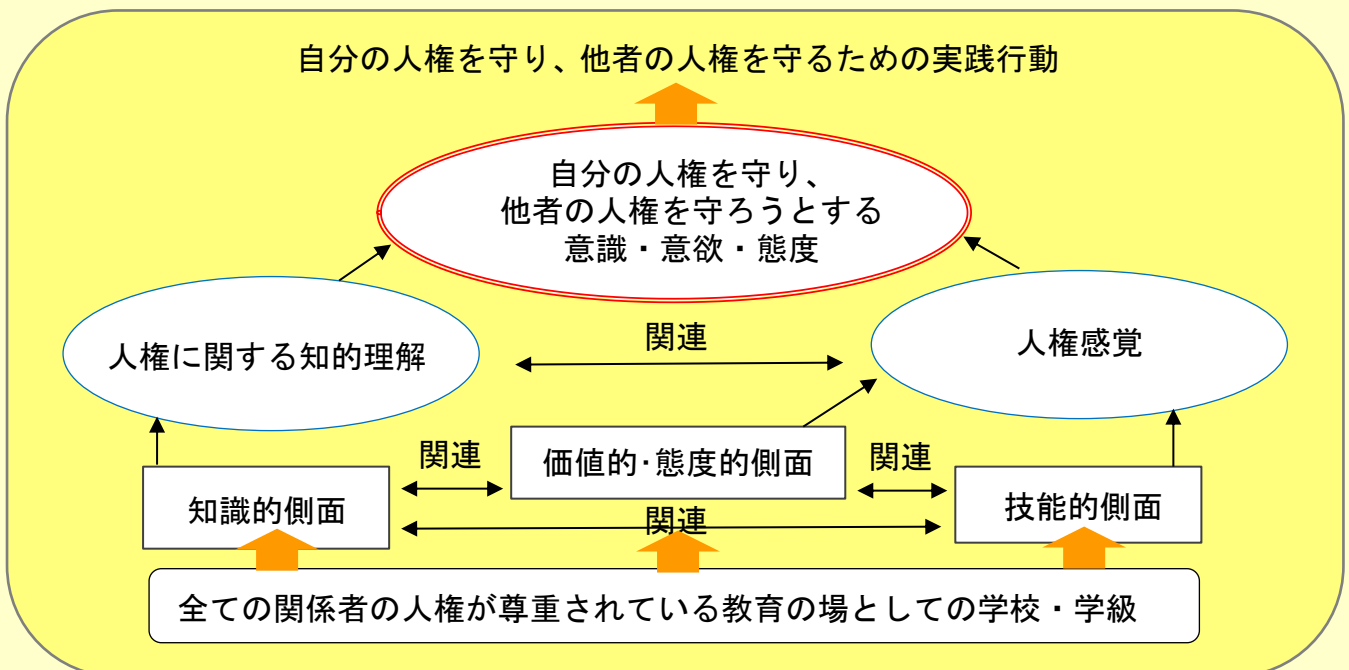
- 相手を大切にされた聴き方、話し方の指導
- 各教科等における人権に関する指導内容の充実
- 自他の権利や生命を尊重する感性・実践力を育てる道徳教育の充実
- 一人ひとりが活躍する場の設定
- 主体性を重視した交流・体験活動の実施

Q1 「人権教育」とは何か教えてください。

A 日本国憲法や教育基本法に則り、**人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動**を推進することです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら実施する必要があります。

Q2 学校教育における人権教育の目標、人権教育を通じて育てたい資質・能力は何か教えてください。

A 学校教育における人権教育の目標は、児童生徒が、発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する（**人権に関する知的理解**）こと、また、自分の大切さとともに他者の大切さを認めること（**人権感覚**）、それが具体的な態度や行動に表れるようにすることです。
人権教育を通じて育てたい資質・能力は、次のように表されます。



Q3 「人権感覚」を育むための留意点を教えてください。

A 日々の授業等における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成し、児童生徒の人権感覚を育む上で重要な要素となります。人権感覚は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒、児童生徒同士の間関係等によって育まれていくものです。児童生徒にとって、学校が安心して過ごせる場となるよう、**教職員の人権感覚とそこから生まれる言動**について、振り返ることが必要です。

Q4 人権教育推進上の課題について教えてください。

A 各学校において、教育活動全体を通じて人権教育は推進されています。ただし、知的理解にとどまり、**人権感覚が十分に身に付いていない、教職員が人権尊重の理念について十分に認識できていない**等の課題が指摘されています。「法の下での平等」、「個人の人権」といった**人権一般の普遍的な視点**からのアプローチと、具体的な**人権課題に即した個別的な視点**からのアプローチ、両者があいまって、自己肯定感の向上、思いやりの心の育成にとどまらない、自ら及び他者を守るために、気づき行動でできる力が育まれると言われてしています。

また、**学級・学校の雰囲気**は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として、児童生徒の人権感覚の育成の面で重要であることが言及されています。**人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり**が求められています。

Q5 具体的な人権課題に即した個別的な視点とは何か教えてください。

A 「人権教育・啓発に関する基本計画」において挙げられている、**個別の人権課題**のことです。具体的には、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他、とされています。「その他」に関しては、ホームレス、性的指向、性同一性障害、人身取引等が挙げられ、時代の変化とともに増加するものと考えられます。

Q6 子ども(児童生徒)の人権について詳しく教えてください。

A 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(日本は1994年に批准)の考え方にに基づきます。条約では、18歳未満を児童(子ども)と定義されており、その人権を国際的に保障するために定められ、次の4つの柱から成り立っています。

○生きる権利	すべての子どもの命が守られること
○育つ権利	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、休んだり遊んだりすること
○守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること
○参加する権利	自由に意見を表したり、団体をつくったりできること

この条約に基づき、一人ひとりを大切にされた教育を行うことはもちろんですが、**児童生徒に対し、人格を持った一人の人間として尊重**することが求められています。

新たに作成された「人権教育を取り巻く諸情勢について～〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」には、様々な法令や国際的な条約等において、子どもの人権が保障されているという前提について理解することが必要であること、個別論点として、いじめ、不登校、児童虐待等が挙げられることが示されています。

家庭や地域、必要に応じて専門機関等と連携を図り、上記を柱とした**児童生徒の人権が保障されているか、十分に配慮して教育活動を行う**ことが重要です。

Q7 「人権教育を取り巻く諸情勢について～〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」の概要を教えてください。

A 人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の策定以降、学校における人権教育は着実に進展しているものの、国際連合中心の「人権教育のための世界計画」が第4フェーズとなっていることに加え、SDGsの土台に人権が据えられていること等、社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして作成されたものです。

人権教育の総合的な推進にあたり、**社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現**に向けた授業改善という、学習指導要領に新たに盛り込まれた要素が重要であること、日本は**国として世界と連携して人権教育を推進**していることなどが述べられています。

Q8 性的指向に関わる、性を構成する要素について教えてください。

A 性を構成する要素は次の4つが挙げられますが、いずれも男女に二分されるものではなく、**感じ方は一人ひとり異なり、性の在り方（セクシュアリティ）は多様**です。ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさや女らしさ）を押し付けていないかどうかの配慮も必要です。

① からだの性（生物学的性） （Sexual Characteristics）	出生時の身体的特徴。
② こころの性（性自認） （Gender Identity）	自分の性別をどう感じているのか。
③ 好きになる性（性的指向） （Sexual Orientation）	自分にとって恋愛や性愛の対象となる性は何か。
④ 表現する性（性表現） （Gender Expression）	上記①～③に関わらず、言葉づかい、服装、仕草などで自分がどのように性別を表現したいか。

Q9 最近よく耳にする「SOGI(ソジ)」について教えてください。

A 「SOGI」とは、**性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字**をとった言葉で、**全ての性を表す表現**として使われています。性的指向に関するレズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）と、性自認に関するトランスジェンダー（Transgender：出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認の人）の頭文字をとって作られた「LGBT」は、日本では性的マイノリティの総称の1つとしてよく使われますが、国際的には、誰もが固有に持つアイデンティティであるという考え方の基に、「SOGI」という言葉が主に使われています。



性の在り方を表す言葉は、他にも様々あります。平成28年4月に文部科学省から発行された周知資料等を参考に、偏見や決めつけではなく、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

性自認や性的指向等に関する相談窓口

名称・連絡先	概要
岩手県男女共同参画センターLGBT相談 【電話相談】019-601-6891 （毎週火曜日・金曜日 16:00～20:00） 【インターネット相談】 https://www1.aiina.jp/cb/consult/index.jsp ※返答に数日を要す場合があります。	・性的指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接・電話で受け付けています。 ※家族等の支援者も対象です。 ・相談内容に応じて、LGBTに対応している県内医療機関の情報を提供することも可能です。
もりおか女性センター女性相談 【電話・面接相談】019-604-3304（要予約） ※月・火・金曜日 10:00～17:00 水・木曜日 10:00～20:00 【メール相談】 soudan@sankaku-npo.jp	・戸籍上の性及び性自認が女性の方の相談も受け付けています。
公益財団法人人権教育啓発推進センター 【電話相談】0570-003-110（全国共通ダイヤル）	※みんなの人権 100 番
よりそいホットライン 【電話相談】012-279-226	・音声ダイヤルが流れます。相談したいことを選んでください。 ・「4番」が性別や同性愛に関する相談です。

【参考文献】

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」	（平成20年2月 文部科学省） （平成28年4月 文部科学省）
「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」	（令和3年3月 文部科学省）
「人権教育を取り巻く国の動向等について」	（令和3年9月 文部科学省）
「子どもの権利条約」と人権教育	（平成22年11月 岩手県教育委員会）
「学校における人権教育の指導方法等の改善・充実」	（平成24年2月 岩手県教育委員会）
「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」	（令和3年2月 岩手県環境生活部）